

華誠の知的財産権ニュースレター

— 特集整理 —

「特許審査指南改正草案（意見募集稿）」 改正対照表



公式サイト：www.watsonband.com
Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

「特許審査指南改正草案（意見募集稿）」 改正対照表

（条文中の赤色の書体は修正内容）

「特許審査指南」 (2010年2月1日から施行)	意見募集稿 (改正履歴付)
第一部分 第一章	第一部分 第一章
5.1.1 (3) 分割出願の提出日 ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願を提出する場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に適合した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとができない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に適合しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなすという旨の通知書を発行し案件終了の処理を行う。	5.1.1 (3) 分割出願の提出日 ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願を提出する場合は例外とする。このような例外の場合、再度提出される分割出願の提出日は依然として単一性の欠陥がある当該分割出願に基づいて審査され、規定に適合しないとき、分割出願は認められない。出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に適合した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとができない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に適合しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなすという旨の通知書を発行するし案件終了の処理を行う。
5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者 分割出願の出願人が原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願の発明者も原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行しなければならない。	5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者 分割出願の出願人が当該分割出願の原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願の再分割出願を提出する出願人は、当該分割出願の出願人でなければならない。規定に適合しない場合、審査官は、分割申請を未提出と見なす旨の通知書を発送するものとする。 原出願の出願人が、原出願の出願権（または特許権）を譲渡する必要がある場合、原出願の書誌的事項変更手続きに合格した上で、改めて分割出願を提出するものとする。分割出願の出願人が、当該分割出願の出願権（または特許権）を譲渡する必要がある場合、分割出願の提

	出と同時またはその後で、書誌的事項変更手続きを行うものとする。 分割出願の発明者をも原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。分割出願をもとに再度提出される分割出願の発明者は当該分割出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行しなければならない。
6.7 書誌的事項の変更 6.7.2.2特許出願権（又は特許権）の移転 (2) 出願人(又は特許権者)は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。 当該契約は組織(中国語:単位)が締結したものである場合、組織(中国語:単位)の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人(又は特許権者)がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。 発明者又は考案者の非職務発明創造の特許出願権、及び本法に規定するその他の権益を剥奪した場合、所属単位又は上級の主管機関が行政処分を行う。	6.7 書誌的事項の変更 6.7.2.2特許出願権（又は特許権）の移転 (2) 出願人(又は特許権者)は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、双方が署名又は捺印した譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。必要であれば、審査官は双方の主体資格を確認しなければならない。双方の主体資格を確認する必要がある状況には、例えば次のようなものがある。当事者が特許出願権(または特許権)の譲渡または贈与に異議を唱えた場合、当事者が特許出願権(または特許権)の譲渡手続きにおいて複数回提出した証拠書類が互いに矛盾している場合、譲渡または贈与協議書に記載の出願人または特許権者の署名または捺印が特許書類に記載の署名又は捺印と一致していない場合。当該契約は組織(中国語:単位)が締結したものである場合、組織(中国語:単位)の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人(又は特許権者)がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。

第一部分 第三章	第一部分第三章
4.2意匠の図面又は写真 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品意匠については、製品意匠の全体を示す投影図を提出しなければならない。GUIが動的図案である場合、出願人は少なくとも1つの状態における前記製品意匠の全体を示す投影図を提出するものとする。その他の状態については、キーフレームの投影図を提出するだけでよいが、提出した投影図が動的図案におけるアニメーションの遷移過程を唯一無二に確定するものでなければならない。 	4.2意匠の図面又は写真 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品意匠については、製品意匠の全体を示す投影図を提出しなければならない。GUIが動的図案である場合、出願人は少なくとも1つの状態における前記製品意匠の全体を示す投影図を提出するものとする。その他の状態については、キーフレームの投影図を提出するだけでよいが、提出した投影図が動的図案におけるアニメーションの遷移過程を唯一無二に確定するものでなければならない。
4.3概要説明書 (7)グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品の意匠は、必要であれば、GUIの用途、GUI製品における区域、ヒューマン・マシン・インタラクションおよび状態遷移等について説明する。 (以上は2014年68号局令における修正された内容)	4.3概要説明書 (7)グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品の意匠については、必要な場合、GUIの用途、製品におけるGUIが位置するエリア、マンマシンインタラクションの方式及び変化状態などを説明する。
	4.4 GUIにかかわる製品の意匠 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)にかかわる製品の意匠とは、製品の設計要点にGUIを含む意匠を指す。 4.4.1製品名称 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品の意匠名称は、GUIの主な用途およびこれが応用される製品を示しているものとし、一般的に、「GUI」というキーワードが入っていなければならない。動的GUIの製品名称には「動的」というキーワードが入っていなければならない。例えば、「温度制御GUI付冷蔵庫」、「携帯電話向け天気予報の動的GUI」。 あいまいに「グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)」という名称のみを製品名称としてはならない。例えば、「ソフトウェアGUI」、「操作GUI」。 4.4.2意匠の図面または写真 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品の意匠は、第一部分第三章4.2の規定を満たすもの

	4.4.2意匠の図面または写真 とする。設計の要点が、GUIのみにある場合、GUIにかかわる面の製品の正投影図を1枚提出すればよい。提出した正投影図は、GUIが応用される製品種別を明瞭に示し、かつGUIの意匠およびその製品に占めるサイズ、位置および割合の関係を明瞭に示しているものでなければならない。 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)が動的図案である場合、出願人は少なくとも1つの状態のGUIにかかわる面の製品の正投影図を正面図として提出するものとする。その他の状態については、GUIのキーフレームの図を状態遷移図として提出するだけでよいが、提出した図が動的図案におけるアニメーションの完全な遷移過程を唯一無二に確定するものでなければならない。状態遷移図に注釈を付す場合、アニメーションの遷移過程の順序に従い注釈を付すものとする。 プロジェクター類のグラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)意匠については、明瞭なプロジェクターの図とGUIの図を提出するものとする。 4.4.3概要説明書 グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)を備える製品の意匠は、概要説明において、GUIの用途を明確に説明し、かつ製品名称に反映されている用途と対応しているものとする。必要であれば、GUI製品における区域、ヒューマン・マシン・インタラクションおよび状態遷移等について説明することができる。
第二部分 第四章	第二部分 第四章
3.2.1.1 判断方法 保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる 3つの手順に沿って行って良いとする。 (1)最も近似した従来技術を確定する。 (2)発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する。 審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べ	3.2.1.1 判断方法 保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる 3つの手順に沿って行って良いとする。 (1)最も近似した従来技術を確定する。 (2)発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する。 審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べ

て、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要のある技術的任務を言う。 改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。 (3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する。	て、どんな区別される特徴があるかを分析し、それから保護を請求する発明においてこの区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければな 改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。機能上、互いに支え合い、相互作用関係にある技術的特徴については、当該技術的特徴とそれらとの間の関係が、保護を要求している発明において果たす技術的效果を全面的に考慮するものとする。 (3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する。
第二部分 第四章	第二部分 第四章
6.4 保護を請求する発明に対する審査 発明に進歩性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項により限定された技術方案に対して行わなければならない。発明において、従来技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的效果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、明細書に記載があったとしても、発明の進歩性の評価時には考慮しないものとする。 第六十六条 進歩性の判断は請求項により限定された技術方案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に進歩性を具備するかを評価せず、技術方案に進歩性を具備するかどうかを評価する。 	6.4 保護を請求する発明に対する審査 発明に進歩性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項により限定された技術方案に対して行わなければならない。発明において、従来技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的效果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、明細書に記載があったとしても、発明の進歩性の評価時には考慮しないものとする。なお、進歩性の判断は請求項により限定された技術方案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に進歩性を具備するかを評価せず、技術方案に進歩性を具備するかどうかを評価する。ただし、請求項における、技術的課題の解決に貢献しない技術的特徴は、請求項に限定する技術案が進歩性を有するか否かの評価に影響を与えない。例えば、あるカメラに関する発明について、当該発明が実質的にはカメラのシャッターの改

	良にある場合、その技術的課題の解決は、シャッターの構造または露出時間の制御により決まるため、出願人がカメラのその他の固有部品であるレンズやファインダなどの部品を請求項に記載していたとしても、これらの技術的特徴は、カメラのシャッターの改良とは関係ないため、これらはカメラのシャッターの改良という技術的課題の解決に貢献しない技術的特徴である。
第二部分 第八章	第二部分 第八章
4.2 出願書類の読解及び発明への理解 実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閱讀し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術方案を理解すること、そして当該技術方案のすべての必要な技術的特徴、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、また、当該技術方案がもたらす技術的效果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ることができる。	4.2 出願書類の読解及び発明への理解 実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閱讀し、かつ背景技術の全体的な状況を十分把握し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術方案及び当該技術方案で実現する技術的效果を理解すること、そして当該技術方案のすべての必要な技術的特徴、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にし、このうえで、背景技術に比べて優れている当該発明の改善点を明確にすることまた、当該技術方案がもたらす技術的效果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ることができる。
4.10.2.2 審査意見通知書の正文 出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成する。 (4)新規性又は進歩性を具備しないため特許権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は進歩性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントすることができる。最後に、明細書にも特許権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。	4.10.2.2 審査意見通知書の正文 出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成する。 (4)新規性又は進歩性を具備しないため特許権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は進歩性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントすることができる。最後に、明細書にも特許権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。

..... 審査官が審査意見通知書において引用した当分野の技術常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した技術常識について異議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、或いは相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。	 審査官が審査意見通知書において引用した当分野の技術常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した技術常識について異議を申し立てた場合には、審査官は相応の証拠を提供してこれを証明できるか、或いは理由を説明するか、或いは相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。審査官が審査意見通知書において、請求項における技術的課題の解決に貢献している技術的特徴を技術常識と認定した場合、通常これを証明する証拠を提出しなければならない。
第二部分 第八章	第二部分 第八章
2. 審査用検索資料 2.1 検索用特許文献 発明特許出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用特許文献の中で行われる。検索用特許文献は主に、電子ファイル形式(機械検索データベースとディスク)の多国特許文献、紙形式の国際特許分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の特許文献、マイクロフィルム形式の各国の特許文献を含む。 特許局における電子ファイル形式の特許文献は主に、中国発明特許出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ特許出願公開明細書、特許協力条約の国際特許出願公開明細書、米国特許明細書、日本特許出願公開明細書と日本実用新案明細書及び多国特許分類要約などを含む。特許局における紙形式の特許文献は主に、中国発明特許出願公開明細書、中国発明特許明細書、中国実用新案特許明細書、米国特許明細書、ヨーロッパ特許出願公開明細書、特許協力条約の国際特許出願公開明細書及び多国特許分類要約などを含む。	2. 審査用検索資料 2.1 検索用特許文献資源 発明特許出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用特許文献の中で行われる。検索用特許文献は主に、電子ファイル形式(機械検索データベースとディスク)の多国特許文献、紙形式の国際特許分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の特許文献、マイクロフィルム形式の各国の特許文献を含む。 特許局における電子ファイル形式の特許文献は主に、中国発明特許出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ特許出願公開明細書、特許協力条約の国際特許出願公開明細書、米国特許明細書、日本特許出願公開明細書と日本実用新案明細書及び多国特許分類要約などを含む。特許局における紙形式の特許文献は主に、中国発明特許出願公開明細書、中国発明特許明細書、中国実用新案特許明細書、米国特許明細書、ヨーロッパ特許出願公開明細書、特許協力条約の国際特許出願公開明細書及び多国特許分類要約などを含む。 発明特許出願の実体審査手続きにおいては、特許文献の検索を行うものとする。これには、中国語の特許文献および外国語の特許文献が含まれる。 特許検索・サービスシステム(以下「Sシステム」という)において、審査官の検索の用に供するための特許文献データベースには主に次のものが含まれる。中国特許要約デ

	データベース(CNABS)、世界特許要約データベース(SIPOABS)、Derwent Patents Citation Index(DPCI)、外国語特許データベース(VEN)、中国語特許全文コード化データベース(CNTXT)、国際特許全文データベース(WOTXT)等。
2.2 検索用非特許文献 審査官は特許文献の中で検索を行うほか、検索用非特許文献も調査しなければならない。検索用非特許文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、索引ツール及びマニュアルなどを含む。	2.2 検索用非特許文献 審査官は特許文献の中で検索を行うほか、検索用非特許文献も検索調査しなければならない。Sシステム及びインターネットから獲得できる検索用非特許文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、学位論文、基準/協定、索引ツール及びマニュアルなどを含む。
5.3 検索の技術分野の確定 通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡	5.3 検索の技術分野の確定 通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似し又は応用の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似し又は応用の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能または特定の応用により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定

大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。	された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。
5.4.2 検索要素の確定 基本的な検索語を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索語における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要がある、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。 キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。 	5.4.2 検索要素の確定 基本的な検索語を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索語における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要がある、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。 キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。
6.発明特許出願についての検索 6.2 検索の順序 6.2.1 所属技術分野における検索 所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する対比文献を見つける可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用特許文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1.....(7/12 優先)の場合、まずは7/16 を検索し、それから 7/12 を検索する。その後はさらに、7/16 と7/12 の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む 1 ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は 1 つ以上ある場合に、同じ方法により、その	6.発明特許出願についての検索 6.2 検索の順序 審査官は通常、出願のポイントに基づき、本章第8節に記載の検索中止条件に適合するまで、初歩検索、通常検索、拡張検索の順で検索を行い、検索結果に目を通した上で、新規性および進歩性について判断を行う。 6.2.1 初歩検索 審査官は、出願人のテーマの新規性、進歩性に影響を及ぼす対比文献を速やかに見つけるために、出願人、発明者、優先権等の情報を利用して、出願のファミリー出願、親出願／分割出願、出願人または発明者が提出した出願テーマが属する技術分野と同一または類似の技術分野におけるその他の出願を検索するものとし、また語義を利用した検索を行うこともできる。

他の分類番号の技術分野の検査用特許文献の中で検索しなければならない。

出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検

6.2.2 機能類似の技術分野における検索

審査官は本章第 6.2.1 節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第 6.2.1 節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。

6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索

本章第 6.2.1 節及び第 6.2.2 節における検索を介しても、対比文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。

本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.3 節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。

6.2.4 その他の資料の検索

必要に応じて、審査官は検索用非特許文献（本章第 2.2 節を参照する）において検索を行わなければならない。

また審査官は、前述第 6.2.1 節及び第 6.2.3 節において検索して得た対比文献の引用書類を調べたり、検索して得た特許出願の公開明細書又は特許明細書に「引用される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。

6.2.2 通常検索

通常検索は、出願テーマが属する技術分野において検索を行う。

所属する技術分野とは、出願テーマが属する主な技術分野であり、これらの分野における検索で、密接に関係する対比文献を見つけることができる可能性が最も高い。したがって、審査官はまず、これらの分野の特許文献について検索を行う。

出願について検索すべきその他のテーマは、これが属するまたはこれに関連する技術分野において、類似の方法を用いて検索を行うものとする。

本節の検索により、確定した技術分野が正確ではないことが判明した場合、審査官は改めて技術分野を確定して、当該技術分野において検索を行うものとする。

6.2.3 拡張検索

拡張検索は、機能が類似しているか、または、応用が類似している技術分野において、検索を行う。

例えば、ある出願の独立請求項が、シリコンオイル作動液を用いた油圧式印刷機を限定している。発明は、シリコン作動液を使用して、可動部品の腐食問題を解決している。仮に、油圧式印刷機の属する技術分野において、対比文献を見つけれなかった場合には、機能が類似する技術分野、例えば可動部品の腐食問題が存在する一般的な油圧システムが属する分野、または応用が類似する技術分野、例えば特定の油圧システムが応用される技術分野において、拡張検索を行うものとする。

6.3 検索戦略

検索戦略の策定には、通常、検索システムまたはデータベースの選択、基本的な検索語の表現、検索式の構築および検索戦略の調整が含まれる。

検索の過程において、審査官は、関連文献に基づき、さらなる関連文献を探すために、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に対する追跡検索を随時に行うことができる。

	6.3.1 検索システムまたはデータベースの選択 検索システム／データベースの選択にあたって、審査官は、一般的に以下の要素を考慮しなければならない。 (1) 出願テーマが属する分野。 (2) 検索の必要があると想定される文献の国および年代。 (3) 検索時に採用予定の検索フィールドおよび検索システム／データベースが提供できる機能。 (4) 出願人、発明者の特徴。
	6.3.2 基本的な検索語の表現 検索システム／データベースの選択にあたって、審査官は、一般的に以下の要素を考慮しなければならない。 (1) 出願テーマが属する分野。 (2) 検索の必要があると想定される文献の国および年代。 (3) 検索時に採用予定の検索フィールドおよび検索システム／データベースが提供できる機能。 (4) 出願人、発明者の特徴。
	6.3.3 検索式の構築 審査官は、同一の基本的な検索語に係る異なる表現方法をチャンク化し、出願テーマの特徴および検索状況を踏まえて、論理演算子を用いて、チャンクを組み合わせて、検索式を構築することができる。チャンクの組み合わせ方法には、AND検索、OR検索、単一要素検索が含まれる。
	6.3.4 検索戦略の調整 調査官は、通常、検索結果および新規性及び進歩性に対する評価の見通しに基づいて、検索戦略を調整しなければならない。 (1) 基本的な検索語の選択の調整 審査官は、把握した従来技術および発明に対するさらに踏み込んだ理解に基づき、基本的な検索語を変更、追加、削除しなければならない。 (2) 検索システム／データベースの調整 審査官がある検索システム／データベースにおいて、

	対比文献を見つけられなかった場合、使用可能な検索フィールドおよび機能、並びに想定される対比文献の特徴を用いて、改めて検索システム／データベースを選択しなければならない。 (3) 基本的な検索語の表現の調整 審査官は、検索結果に基づき、随時に、基本的な検索語の表現を調整しなければならない。例えば、分類コードの表現を調整する場合、通常、まずは最も正確な下位グループを使用した上で、順次、上位グループ、大分類まで調整していき、さらには小分類も調整する。あるいは、検索結果に基づき、または利用分類表内もしくはこれらの間の関連性を利用して、新しい適切な分類コードを見つけることもできる。キーワードの表現を調整する場合、まずは、最も基本かつ最も正確なキーワードを使用した上で、順次、形式、意義および角度の3つの面から表現の調整を行う。
	6.2 検索の順序 6.2.1 所属技術分野における検索 — 所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に係る対比文献が見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用特許文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1……(7/12——優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検索用特許文献の中で検索しなければならない。—— — 出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。——

	6.2.2機能類似の技術分野における検索―― ――審査官は本章第 6.2.1 節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第 6.2.1 節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。 6.2.3改めて技術分野を確定した後の再検索―― ――本章第 6.2.1 節及び第 6.2.2 節における検索を介しても、対比文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。 ――本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.3 節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い 6.2.4その他の資料の検索―― ――必要に応じて、審査官は検索用非特許文献(本章第 2.2 節を参照する)において検索を行わなければならない。 ――また審査官は、前述第 6.2.1 節及び第 6.2.3 節において検索して得た対比文献の引用書類を調べたり、検索して得た特許出願の公開明細書又は特許明細書に「引用される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。
6.3具体的なステップ 6.3.1機械検索方式 コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、A と B の 2 つの基本的な検索語を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。 検索要素 A に関わる分類番号とキーワードの 2 種類	6.3具体的なステップ―― 6.3.1機械検索方式―― ――コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、A と B の 2 つの基本的な検索語を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。―― ――検索要素 A に関わる分類番号とキーワードの 2 種類――

の検索結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。

実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、

(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(4) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(5) 要素 A に関わる分類番号と要素 A に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素 B に関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている対比文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式(1)において、漏れる可能性のある文献は☒なくとも A、B のいずれに関わるキーワードを含むが、A の分類番号の下に配られていない文献、分類番号が☒なくとも A、B の分類番号のいずれか 1 つと同一であるが、B に関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術方案の新規性又は進歩性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ基本的な検索語

—の検索結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。—

—実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、—

—(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。—

—(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。—

—(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。—

—(4) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。—

—(5) 要素 A に関わる分類番号と要素 A に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素 B に関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。—

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている対比文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式(1)において、漏れる可能性のある文献は☒なくとも A、B のいずれに関わるキーワードを含むが、A の分類番号の下に配られていない文献、分類番号が☒なくとも A、B の分類番号のいずれか 1 つと同一であるが、B に関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術方案の新規性又は進歩性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ基本的な検索語

A 又は B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術方案に複数の基本的な検索語を含む場合、例えば、基本的な検索語 A、B と C について、当該技術方案の新規性又は進歩性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索語の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+C と B+C の組合せを考慮する。必要な際は、基本的な検索語 A、B と C を考える必要がある。 また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づき、随時に対比文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。	A 又は B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術方案に複数の基本的な検索語を含む場合、例えば、基本的な検索語 A、B と C について、当該技術方案の新規性又は進歩性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索語の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+C と B+C の組合せを考慮する。必要な際は、基本的な検索語 A、B と C を考える必要がある。 —また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づき、随時に対比文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。—
6.3.2 マニュアル検索方式 マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って特許文献を調べて良いとする。 手順 1、検索対象技術分野の審査用検索書類における特許文献の標題紙にある要約書、添付図面及び特許請求の範囲の独立請求項の内容、日本、ロシア(旧ソ連を含む)、ドイツ(旧ドイツ連邦共和国を含む)、イギリス、フランス、スイス等国の特許分類ダイジェスト、国内外の行行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。 手順 2、手順 1 で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している対比文献を選び出す。 手順 3、手順 2 で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される対比文献を確定する。	6.3.2 マニュアル検索方式— —マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って特許文献を調べて良いとする。— —手順 1、検索対象技術分野の審査用検索書類における特許文献の標題紙にある要約書、添付図面及び特許請求の範囲の独立請求項の内容、日本、ロシア(旧ソ連を含む)、ドイツ(旧ドイツ連邦共和国を含む)、イギリス、フランス、スイス等国の特許分類ダイジェスト、国内外の行行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。— —手順 2、手順 1 で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している対比文献を選び出す。— —手順 3、手順 2 で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される対比文献を確定する。—

8.検索の中止 8.1検索の限度 考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。	8.検索の中止 8.1検索の限度 考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。 この原則の下に、審査官が、対比文献を取得することなく検索の中止を決定する場合は、少なくとも最低限のデータベースにおいて検索を行っていないなければならない。最低限のデータベースとは、一般的な状況において、CNABS、VEN、CNTXT、英文全文データベースおよび中国季刊誌全文データベースを含むものとする。一部の特定の分野に係る出願については、さらに当該分野を含む専用のデータベース(例えば、化学構造データベース)も含むものとする。必要であれば、分野の特徴に応じて、英文全文データベースの範囲を調整したり、またはその他非特許文献データベースを追加したりすることもできる。
第二部分 第七章	第二部分第七章
10.検索の必要がない場合 (4)明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。	10.検索の必要がない場合 (4)明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。 注意が必要な点として、出願に係る全てのテーマが上記の状況に該当するか否かについて、必要であれば、審査官は、当業者の立場で判断を下すために、適切な方法を通じて背景技術を把握しなければならない。
12.検索レポート 検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類を記載するために利用されるものである。検索レポートは特許局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索語とその表現方式(例えばキー	10.検索の必要がない場合 検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類、及び検索過程における検索記録の情報を記載するために利用されるものである。検索レポートは特許局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに、検索を行ったデータベース及び当該データベースで使った検索条件の組合せ(基本的な検索語の組合せ及び検索演算子が含まれる)を含む、最も隣接している従来技術を検索して見つけた主な検索式を明確に記載し、検索の分野、データベース及び使われる基本的

	な検索語とその表現方式(例えばキーワードなど)、検索して得られた対比文献及び対比文献と出願主題と関わる度合いを正確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。
4.11.1出願に対する継続審査後の審査処理 審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行う。 (1)出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には特許権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接(本章第 4.12 節を参照)により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第 4.13 節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論することができる。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正(本章第 5.2.4.2 節、6.2.2 節を参照)を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。	2. 審査用検索資料 審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行う。 (1)出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には特許権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、電話による討論及びその他の方式(本章第 4.12 節と第4.13節を参照)により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第 4.13 節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論することができる。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正(本章第 5.2.4.2 節、6.2.2 節を参照)を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。
4.12面接 例えば、本章第 4.11.1 節(1)に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出すことができる。出願人も面接を要請することができるが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすことができると審査官が認めるなら、出願人からの面接要請に同意すべきである。その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否することができる。	4.12面接 実体審査の過程において、例えば、本章第 4.11.1 節(1)に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出すことができる。出願人も面接を要請することができるが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすことができ、問題の解決、意思の疎通、理解の促進の一助となる場合、審査官は出願人からの面接要請に同意すべきである。一部の状況において、例えば、書面による意思疎通、電話による討論などを通じて、双方の意見は既に十分述べられ、関連する事実の認定も明白である場合においては、その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否することができる。

4.12.1 面接の実施条件 面接の実施条件は以下になる。 (1) 審査官がすでに 1 回目の審査意見通知書を発行している、かつ (2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。 面接は、審査官から要請したものでも、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約とする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。 	4.12.1 面接の実施条件―― ――面接の実施条件は以下になる。―― (1) 審査官がすでに 1 回目の審査意見通知書を発行している、かつ―― (2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。―― 面接は、審査官から要請したものでも、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約とする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。
4.13 電話での討論 審査官は出願書類にある問題点について、電話で出願人と討論を行うことができるが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、出願人が通常は、補正を施された当該書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。 審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第 5.2.4.2 節及び第 6.2.2 節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施すことができる。	4.13 電話での討論及びその他の方式 実体審査の過程において、審査官と出願人は発明及び従来技術に対する認識、出願書類にある問題点などについて、電話で出願人と討論を行うことができ、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。テレビ会議、電子メールなどその他の方式を通して出願人と討論を行うこともできる。必要な場合では、審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。 電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、本章第 5.2.4.2 節及び第 6.2.2 節に記載されている状況に該当する場合、審査官は当該明らかな誤りを職権に基づいて補正することができる。審査官が職権に基づいて補正することができる内容以外に、審査官が補正に同意した内容は全て出願人が通常は、補正を施された当該書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。 ――審査官が電話での討論において同意した補正内容が――

	、本章第 5.2.4.2 節及び第6.2.2 節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施すことができる。――
第二部分 第一章	第二部分第一章
3.1.2社会道徳に違反する発明創造 公序良俗に違反した発明創造に対しては特許権を付与することができない。.....人胚胎の工業又は商業目的での応用.....上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、特許権を付与することができない。	5.4.2 検索要素の確定 公序良俗に違反した発明創造に対しては特許権を付与することができない。.....人胚胎の工業又は商業目的での応用.....上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、特許権を付与することができない。 ただし、人間の体内での発育経歴のない、受精後14日以内の人胚胎を利用して幹細胞を分離し又は獲得した発明創造の場合は、「公序良俗に違反した」ことを理由に特許権の付与を拒絶することはできない。
第二部分 第十章	第二部分 第十章
9.1.1.1人間の胚胎幹細胞 人間の胚胎幹細胞とその作製方法は、特許法 5 条 1 項に規定してある特許権を付与してはならない発明に該当する。 9.1.1.2各形成及び発育段階にある人体 人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも特許法 5 条 1 項に規定してある特許権が付与されてはならない発明に該当する。 9.1.1.3遺伝資源を違法な方法で獲得し又は利用することにより完成された発明創造	9.1.1.1 人間の胚胎幹細胞―― 人間の胚胎幹細胞とその作製方法は、特許法 5 条 1 項に規定してある特許権を付与してはならない発明に該当する。 9.1.1.12各形成及び発育段階にある人体 人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも特許法 5 条 1 項に規定してある特許権が付与されてはならない発明に該当する。 人間の胚胎幹細胞は各形成・発育段階にある人体に該当しない。 9.1.1.23 遺伝資源を違法な方法で獲得し又は利用することにより完成された発明創造
第四部分第三章	第四部分第三章
3.3無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 (5)請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したす	6.2.1 初步検索 (5)請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したす

すべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術方案を比較する必要がある発明又は実用新案の特許について、係争特許及び引用文献にある関連技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠特許については、係争特許及び引用文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が特許法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引用文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象特許と最も隣接している引用文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争特許と引用文献にある技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の組み合わせがある場合には、具体的な組み合わせを明記しなければならない。異なる独立請求項については、最も隣接している引用文献を個々に明記する。 	すべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術方案を比較する必要がある発明又は実用新案の特許について、係争特許及び引用文献にある関連技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠特許については、係争特許及び引用文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が特許法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引用文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象特許と最も隣接している引用文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争特許と引用文献にある技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の組み合わせがある場合には、最も主な具体的な組み合わせで対比、分析を明記しなければならない。最も主な組み合わせが明確にされていない場合、1組目の引用文献の組み合わせを最も主な組み合わせと黙認するものとする。異なる独立請求項については、最も隣接している引用文献を個々に明記する。
第二部分第八章 実体審査の手続	第二部分第八章 実体審査の手続
3.出願書類の確認及び実体審査の準備 3.4審査の順序 3.4.1一般原則 本章第3.4.2 節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明特許出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の特許出願を一緒にして同時に審査することができる。 第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。 3.4.2特殊処理 以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。 (1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義	3.出願書類の確認及び実体審査の準備 3.4審査の順序 3.4.1一般原則 本章第3.4.2 節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明特許出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の特許出願を一緒にして同時に審査することができる。 —第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。— 3.4.2特殊処理 —以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。— —(1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義

をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、特許局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。 (2) 特許局が自ら実体審査を開始した特許出願は、優先的に処理することができる。	—をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、特許局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。— (2) 特許局が自ら実体審査を開始した特許出願は、優先的に処理することができる。 (3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行うことができる。—
第五部分第七章 期限、権利の回復、中止	第五部分第七章 期限、権利の回復、中止、審査の順序
3.出願書類の確認及び実体審査の準備 3.4審査の順序	8.審査の順序 8.1一般原則 発明、実用新案および意匠に係る特許出願は、一般的に、出願が出された順に初步審査を行うものとする。発明特許の出願については、一般的に、実体審査請求が出された順に、実体審査を行う。ただし、別段の定めがある場合を除く。 8.2優先審査 国家の利益または公共の利益に対して重大な意義を有する出願については、出願人またはその主管部門が請求し、承認されれば、優先審査を行うことができ、かつその後の審査過程において優先的に処理される。 ただし、同一の出願人が同日（即ち、出願日）に、同様の発明・創造について、実用新案の出願も発明特許の出願も行った場合、このうち発明特許に係る出願については、通常、優先審査を行わない。
	8.3審査の延期 出願人は、審査の延期を請求することができる。発明特許権について審査の延期を申請する場合、出願人は実体審査請求と同時に提出するものとするが、発明特許の審査延期請求は、実体審査請求の効力発生日から発効する。実用新案および意匠の審査延期請求は、出願人が実用新案および意匠の出願と同時に提出する。延期期間は、提出した審査延期請求の効力発生日から1年間、2年間または3年間である。延期期間の満了後、当該出願は順次、

	審査を待つ。必要であれば、特許局は自発的に審査手続きに着手することができ、出願人の提出した審査延期請求は未提出と見なされる。 特許局が自発的に実体審査に着手した特許出願について、特許優先権の主張ができる。 (3) 基本的な検索語の表現の調整 審査官は、検索結果に基づき、随時に、基本的な検索語の表現を調整しなければならない。例えば、分類コードの表現を調整する場合、通常、まずは最も正確な下位グループを使用した上で、順次、上位グループ、大分類まで調整していき、さらには小分類も調整する。あるいは、検索結果に基づき、または利用分類表内もしくはこれらの間の関連性を利用して、新しい適切な分類コードを見つけることもできる。キーワードの表現を調整する場合、まずは、最も基本かつ最も正確なキーワードを使用した上で、順次、形式、意義および角度の3つの面から表現の調整を行う。
第五部分第二章 特許に係わる費用	第五部分第二章 特許に係わる費用
7.費用納付情報の補完 費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、特許局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。 費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号(又は特許番号)及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名 実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。	7.費用納付情報の補完 費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。送金当日に特許局が定めた方式及び要求に従って補完しなければならない。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、特許局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。 一費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号(又は特許番号)及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。

「特許審査指南改正草案（意見募集稿）」 改正対照表

（条文中の赤色の書体は修正内容）

「特許審査指南」 (2010年2月1日から施行)	意見募集稿 (改正履歴付)
第一部分 第一章	第一部分 第一章
5.1.1 (3) 分割出願の提出日 ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願を提出する場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に適合した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとができない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に適合しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなすという旨の通知書を発行し案件終了の処理を行う。	5.1.1 (3) 分割出願の提出日 ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願を提出する場合は例外とする。このような例外の場合、再度提出される分割出願の提出日は依然として単一性の欠陥がある当該分割出願に基づいて審査され、規定に適合しないとき、分割出願は認められない。出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に適合した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとができない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に適合しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなすという旨の通知書を発行するし案件終了の処理を行う。
5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者 分割出願の出願人が原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願の発明者も原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなすという旨の通知書を発行しなければならない。	5.1.1 (4) 分割出願の出願人と発明者 分割出願の出願人が当該分割出願の原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願の再分割出願を提出する出願人は、当該分割出願の出願人でなければならない。規定に適合しない場合、審査官は、分割申請を未提出と見なす旨の通知書を発送するものとする。 原出願の出願人が、原出願の出願権（または特許権）を譲渡する必要がある場合、原出願の書誌的事項変更手続きに合格した上で、改めて分割出願を提出するものとする。分割出願の出願人が、当該分割出願の出願権（または特許権）を譲渡する必要がある場合、分割出願の提